

2023年度②

憲 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法②

次の問題IとIIのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

I 未決拘禁者Aは、宗教家であり、自分が収容される以前には民間の篤志家として受刑者の教誨のために刑務所を訪問する活動をしていた。Aが収容されている拘置所には、未決拘禁者B、C、DおよびEの4名も収容されている。これらの4名は、いずれも宗教家ではないが、Aとは旧知の間柄であり、いずれも収容される以前にはA主催の礼拝の儀式に参加したことがある。

AがB、C、DおよびEの4名とともに拘置所の内部に複数ある談話室の1つを適所として平穏に利用させてもらい、そこで短時間の礼拝の儀式をしようと考えて、このような希望を拘置所の所長Fに伝えたところ、たとえ短時間でも5名が集合して礼拝の儀式をすることを認めるわけにはいかず、そのために集会するというのであれば、他の被収容者の迷惑になることがないとしても、拘置所内の談話室などの場所を使わせるわけにはいかない、という趣旨の返答を受けた。返答にあたりFが根拠としてAに提示したのは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)の規定であり、同法の第67条ただし書と第68条第2項には共通して「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」の定めがある。FがAに返答として伝えたのは、被収容者が単独で実施しようとする礼拝の儀式についても、拘置所の都合による禁止や制限が許される場合があるという現行法の仕組みからすると、外部の篤志家ではなく被収容者の1人が主催する礼拝の儀式に別の複数の被収容者が参加する集会の機会を設けるようなことは、そもそも許される余地がない、という趣旨の見解である。

Fの返答の内容について、憲法適合性の有無を論じなさい。なお、Aらが何らかの訴訟を提起することまで想定する必要はなく、司法権の限界について検討する必要もないこととする。

II 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 3 条第 1 項前段に、「内閣の所轄の下に人事院を置く」と定められており、同法第 4 条第 1 項に、「人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する」と定められている。そして、同法第 5 条第 1 項に、「人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を経て、内閣が任命する」と定められており、同条第 5 項に、「人事官の任命については、そのうちの二人が、同一の政党に属し、又は同一の大学学部を卒業した者となることとなつてはならない」と定められている。

これらの規定のうち第 5 条第 5 項後段を参考にして、裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）第 41 条を改め、最高裁判所の長官ほか 14 名の裁判官の任命資格について「識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者」であることなどを定めている同条の柱書の末尾に、《但し、多くとも十人が、同一の大学学部を卒業した者となることとなつてはならない》という文言を追加するとする。このような但書により生じると考えられる憲法上の問題点について論じなさい。